

令和元年度第9回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和元年12月13日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	7番	河村	久雄	
	8番	田中	正則	9番	木原	さち子	
	10番	谷尾	友枝	11番	宮本	彰太郎	

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	保田	公範
	松田	純一	藤田	克昭

4. 欠席委員 6番 丸山 武 竹内 俊雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 7番 河村 久雄 8番 田中 正則
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
 - 3 農地法施行規則該当転用届出書について
 - 4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 非農地証明について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
- 第7 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は農業委員 1 名。農地利用最適化推進委員 1 名。 出席者数、農業委員 13 名です。定足数に達していますので令和元年度第 9 回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	<p>（あいさつ） 日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、7 番 河村 久雄委員、8 番 田中 正則委員にお願いします。 次に日程第 2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を 4 件させていただきます。資料をご覧ください。 報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。 今月は 6 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 16 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。 報告 3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は 1 件です。200㎡未満の農業用倉庫です。内容は問題なしということで受理しました。 報告 4 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1 件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 15-1 について事務局

は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号 15-1 について説明をします。

土地の所在地 船岡地内 1 筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 191 m²

所有権移転売買です。

理由につきましては、高齢になり後継者も不在であるため耕作ができないということで、近所に居住されている譲受人が耕作されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植え機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。今回取得する農地についても効率的に利用するものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請人は保有農地 6,865 m²の田を地域で組織されている農事組合法人 八頭船岡農場へ貸付けておられ、経営面積は今回譲り受けられる農地で 191 m²となっております。

しかし、申請人が構成員であり譲り受ける農地をその農地所有適格法人へ貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということを農業会議に確認しておりますので問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、1 番 山根祐一委員に事前調査をお願いしておりますのでお願いします。

山根委員

11月30日に双方から聞き取り調査を行いました。譲受人の所有されている土地に隣接している農地になります。譲渡人からの強い要望により売買の話が成立したものです。譲受人は効率よく利用されますので問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして受付番号 16-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 16-2 について説明をします。 土地の所在地 橋本地内 1 筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 223 m ² 所有権移転売買です。 理由につきましては、譲渡人は県外に居住されており今後も耕作できないということで、申請地の近くに居住されている譲受人に売買されるということで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具は耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 20 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 21 アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長（会長）	この件につきましては、10 番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
谷尾委員	12 月 10 日に双方に確認を行いました。売買については了解されており、譲受人もきちんと耕作されていますので問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして受付番号 17-3 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 17-3 について説明をします。 土地の所在地 別府地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 895 m ² 所有権移転売買です。 理由につきましては、譲渡人は高齢であり耕作できないということで、以前から耕作されていた譲受人に売買されるということで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 110 アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長（会長）	この件につきましては、7 番 河村久雄委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
河村委員	12 月 2 日に確認を行いました。以前から何年も譲受人が耕作されていた農地であり、きちんと耕作されていますので問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。

山寄委員	確認ですが、譲受人の住所が事務局の説明と議案書に記載してある住所が違っていました。どちらが正しいのでしょうか。
事務局	大変申し訳ありません。説明した住所のほうが正しいです。議案書の住所の訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。
議長（会長）	その他、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして日程第4 議案第2号 非農地証明について審議を行います。受付番号7-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第2号 非農地証明について説明します。 これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号7-1について説明します。 土地の所在地 稲荷地内 1筆 登記地目 田 現況地目 宅地面積 23㎡です。 場所につきましては、議案書の3ページから5ページに図面を付けています。理由につきましては、平成元年月日不詳より耕作はしておらず、現在は宅地の一部となっています。この農地は、農振農用地区域外の第3種農地であり、転用の事実行為から既に20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと考えます。 現地確認を綾木委員、栄田推進委員にお願いしました。
議長（会長）	この件につきましては、5番綾木晴子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
綾木委員	12月4日に栄田推進委員、事務局と私の3名で現地確認を行いました。申請者は体調不良のため息子さんに聞き取りを行いました。申請地は住宅地に囲まれている土地であり、住宅の一部になっており非農地で問題ないと確認しました。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、受付番号 7-1 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 7-1 について申請どおり決定いたします。 続きまして受付番号 8-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 8-2 について説明します。 土地の所在地 鍛冶屋地内 1 筆 登記地目 畑 現況地目 原野 面積 382 m ² です。 場所につきましては、議案書の 6 ページから 8 ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和 50 年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野となっています。この農地は、農振農用地区域外の第 2 種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっております。 現地確認を西田委員、田中豊秋委員、松田推進委員にお願いしました。
議長（会長）	この件につきましては、2 番西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
西田委員	12 月 3 日に申請者の息子さんに聞き取りを行いました。覚えていないほど前から耕作はしていないとのことでした。田中豊秋委員、松田推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地は山側の山林の下付近であり、道路を隔てて三角形になっている土地です。茅が生い茂っており農地に復元するのは困難と考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、受付番号 8-2 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、受付番号 8-2 について申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和元年 11 月 29 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の 9 ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が新規 11 件、更新 28 件、合計 39 件です。面積は田 84,469 m²、畑 4,137.23 m²、合計 88,606.23 m²です。</p> <p>中間管理事業分は新規 7 件、更新 24 件、合計 31 件です。面積は田 111,985.14 m²です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
議長 (会長)	<p>通常の利用権設定分 受付番号 76-1 から 114-39、中間管理事業分 受付番号 67-1 から 97-31 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号 76-1 から 114-39、中間管理事業分 受付番号 67-1 から 97-31 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>

事務局

議案第4号 農用地利用配分計画案について説明します。

八頭町長より令和元年11月29日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号83-1から140-58について説明します。

先ほどの議案第3号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地111,977.97㎡と既に機構へ貸し付けてあり、今回更新になる農用地68,426.83㎡を借受け希望のありました地域の担い手である3法人へそれぞれ20,032㎡、43,906㎡、70,282.8㎡、4名の担い手へそれぞれ1,158㎡、24,982㎡この方は、夫と義父と協力して家族で耕作される予定です。4,482.17㎡、6,054㎡を配分し、新規就農者へ9,515㎡配分するものです。

議長（会長）

整理番号83-1から140-58につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、整理番号83-1から140-58について申請どおり決定します。

以上で日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第7 その他について事務局よりお願いします。

栄田推進員

すみません。その前に1ついいでしょうか。非農地証明の現地確認を4名で行っていますが、これは何かで決まっているのでしょうか。

事務局

事務局としましても、当日、急遽来ることができなくなったという場合もありますので、このことについて確認しました。鳥取県農林水産部長名で「非農地証明の取り扱いについて」ということで平成5年にはありますが通知が出されています。

これによりますと、原則として農業委員3人以上と農業委員会事務局職員により現地確認を行うとあります。原則ですので、必ず委員3人以上ということではありませんが、それ以来ずっと3人で現地確認を行っています。

栄田推進委員

事務局

今回、現地確認を行ったのですが、事務局は大変かもしれませんが、申請地の写真を撮りプロジェクターにより全員で確認してはどうかという提案です。3人から4人で確認しているので、そこまで必要ないのではと言われる方もあるのではないかと思います。どうでしょうか。

山本推進委員

判断が難しいもののみプロジェクターもしくは写真を準備するというのはどうでしょうか。

議長（会長）

プロジェクターで見るほうが良くわかりますので、良い提案だと思いました。

栄田推進委員

情報の共有、研修的な意味合いも含めて様々な案件を見ておくのも良いのではないかと思います。

議長（会長）

カメラを借りているのですから写真を撮って、皆で情報共有できれば良いなと思ったしだいです。

事務局

どういう方法が良いのか検討が必要です。毎回ではなくとも必要かどうかの判断も兼ねて事務局で判断してください。

議長（会長）

分かりました。検討させてください。

事務局

それでは日程第7 その他について事務局よりお願いします。

議長（会長）

●農業委員・農地利用最適化推進委員の公募について
●11月委員会で審議した5条申請1件については、11月20日付けで承認されました。
●農地賃借料情報について
●台風被害義援金について
●新年会について
●次回農業委員会は1月10日（金）15時00分から船岡地区公民館大集会室で開催します。
以上です。

以上で第9回農業委員会を終了します。
終了（15時10分）